

運営法人 代表者様
指定居宅介護支援事業所管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様
介護保険施設 施設長様
地域包括支援センター 代表者様
指定市町村事務受託法人代表者様

青葉区高齢・障害支援課長

令和6年度認定調査員新規研修（2月）の実施について（通知）

平素より、介護保険制度の実施に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
毎年、実施しております認定調査員新規研修を開催します。つきましては、貴事業所に所属する介護支援専門員の受講について、ご配慮くださいますよう、よろしく願いいたします。

1 対象者

次の3つの要件をすべて満たす方

- (1) 研修実施日時時点で市内の指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員
- (2) 平成21年1月以降に行われた、平成21年度からの追加項目等を含む認定調査員研修を受講していない方
- (3) 本市が委託する認定調査に従事する予定の方

2 日時

令和7年2月17日(月) 10時00分から16時45分 まで（9時30分受付開始）

※現在、介護支援専門員実務研修を受講中の方は、研修修了後でないと本研修は受講できません。

3 会場

会場名 青葉区役所 会議室 401・402・403

（住所：横浜市青葉区市ケ尾町31番地4）

4 受講内容

別紙「認定調査員新規研修カリキュラム」のとおり

5 受講申込

電子申請届出システムより申請

令和7年1月17日(金)から令和7年2月7日(金)まで

6 研修当日に持参する物

- (1) 介護支援専門員証
- (2) 指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員であることが証明できる書類（職員証、社員証等）
- (3) 筆記用具

※研修当日に受講資格の確認をいたします。また、研修当日に配布する「研修受講票」に、事業所名、事業所番号、介護支援専門員登録番号、介護支援専門員証有効期間満了日を記載いただきます。

- (4) テキスト2冊、研修資料をいれるためのマイバック

【裏面あり】

7 その他

- (1) 本研修は、「認定調査員研修実施要綱」(厚生労働省)により規定された研修であるため、全課程を修了しない場合(遅刻又は早退等)は、認定調査員として名簿に登録されず、認定調査に従事することはできません。
- (2) 研修日の翌日から3日間の間(土日祝除く)に研修主催者が受講確認をします。研修主催者から連絡等がなければ、研修日の翌日から4日後(土日祝除く)から調査に従事できます。ただし、研修当日に不足書類がある場合は、必要書類が確認できるまでの間、認定調査に従事いただくことはできません。
- (3) 研修テキスト等は、研修当日に配布します。
- (4) ご不明な点がございましたら、本市ホームページ掲載のQ&Aをご確認の上、お問い合わせください。

◆電子申請届出システムURL

申込期間：令和7年1月17日(金)から令和7年2月7日(金)まで

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/73c902fc-43ef-4e55-8521-528c5438a4c0/start>

二次元コードからもアクセス可能です



◆研修会場案内図



【住所】

横浜市青葉区市ケ尾町 31 番地 4

※公共交通機関をご利用ください。

担当 横浜市青葉区高齢・障害支援課介護保険担当

TEL：045-978-2478

FAX：045-978-2427

E-mail: ao-koreisyogai@city.yokohama.lg.jp